

資料2

# 教育・保育提供区域の設定について

平成26年3月24日

千葉市こども未来局

# 1. 「教育・保育提供区域」とは①

- 市町村は、国の「基本指針」に即した「(仮称)子ども・子育て支援事業計画」(平成27～31年度の5か年計画。以下「事業計画」)を策定し、これに基づいて教育・保育及び地域子ども子育て支援事業(以下「地域事業」)を実施する。

## 【教育・保育】

認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業(小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育)

## 【地域事業】

- |                                |                    |
|--------------------------------|--------------------|
| ①利用者支援事業                       | ⑦ファミリー・サポート・センター事業 |
| ②地域子育て支援拠点事業                   | ⑧一時預かり事業           |
| ③妊婦健診                          | ⑨延長保育事業            |
| ④乳児家庭全戸訪問事業                    | ⑩病児・病後児保育事業        |
| ⑤養育支援訪問事業<br>(要保護児童等の支援に資する事業) | ⑪放課後児童クラブ(子どもルーム)  |
| ⑥子育て短期支援事業                     | ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業  |
|                                | ⑬多様な主体の参入促進事業      |

# 1. 「教育・保育提供区域」とは②

- 事業計画においては、一定の区域＝「**教育・保育提供区域**」(以下「**区域**」)ごとに、教育・保育及び地域事業の「**量の見込み**」(＝どのくらいの需要があるか)を設定し、それに対応する「**確保方策**」(＝いつ・どのくらい供給するか)を定める。

<量の見込みと確保方策のイメージ>

区域ごとに設定

The diagram illustrates the concept of setting quantities and assurance strategies by region. It shows three overlapping tables, each representing a different region: <A区域>, <B区域>, and <C区域>. Each table is structured as follows:

- Education and Childcare (教育・保育):**
  - ① 量の見込み (必要利用定員総数): Total required staff across years 27, 28, and 31.
  - ② 確保の内容: Breakdown of assurance strategies (e.g., Education/Childcare facilities, Local-type childcare projects) with their respective quantities and changes (▲/▼).
- Local Activities (地域事業):**
  - 【〇事業】: Quantities and assurance strategies for specific local activities.
  - 【△事業】: Quantities and assurance strategies for other local activities.

Arrows from the text "区域ごとに設定" point to the circled region names in each table, indicating that the data is set and managed separately for each region.

# 1. 「教育・保育提供区域」とは③

- 基本指針では、区域設定にあたり、次の点に留意することとされている。
  - a. 地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育設備の整備状況等を総合的に勘案すること。
  - b. 小学校区、中学校区、行政区等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動できること。
  - c. 教育・保育施設(本市においては、幼保連携型認定こども園及び保育所)や地域型保育事業の認可の際の需給調整の判断基準となることを踏まえること。
  - d. 教育・保育及び地域事業を通じた共通の区域設定が基本となること。
  - e. ただし、保育の必要性の認定区分(1号・2号・3号)や、事業ごとの利用実態が異なる場合には、区分ごと・事業ごとに区域を設定することができること。
- 利用者は、居住区域と異なる区域の施設・事業を利用することもできる。



これらを踏まえ、適切な「区域」を設定する必要がある。

# (参考) 認可と需給調整について

- 本市に対して、幼保連携型認定こども園、保育所及び地域型保育事業の認可申請があった場合、その内容が客観的な認可基準を満たしており、申請者が欠格事由に該当しなければ、認可することが原則となる。
- ただし、認可することにより、供給過剰となる場合には、認可をしないことができる。(=「需給調整」)
- 供給過剰となるかの判断は、「区域」ごとに行う。

◆申請のあった施設・事業を認可することにより、A区域において、

「量の見込み」(需要) > 「利用定員総数」(供給) となる場合 ⇒ 原則認可

「量の見込み」(需要) < 「利用定員総数」(供給) となる場合 ⇒ 需給調整

※認定こども園については、普及促進の観点から、幼稚園・保育所からの移行を可能とするため、需要を一定数超える場合であっても認可することとされている。

## 2. 区域設定の検討の視点①

### ～基本的な考え方～

- 前述(1の③)の留意事項等を踏まえ、次のA～Eのいずれが区域設定の単位にふさわしいかを検討する。

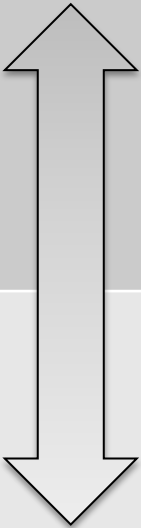
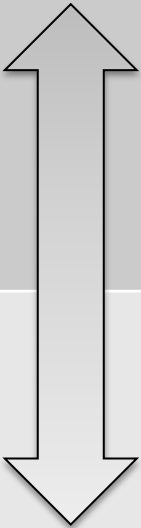
区域設定単位	概要
A. 全市	千葉市全域を一区域として設定とする。
B. 行政区	6つの行政区(中央区・花見川区・稲毛区・若葉区・緑区・美浜区)を単位として設定する。
C. 中学校区	市内55の中学校区を単位として設定する。
D. 小学校区	市内113の小学校区を単位として設定する。
E. その他	上記A～D以外を単位として設定する。

- A～Eのいずれかを教育・保育及び地域事業に共通の区域としたうえで、保育の必要性の認定区分(1号・2号・3号)や、事業ごとの利用実態を勘案し、必要に応じて異なる区域を設定する。

## 2. 区域設定の検討の視点②

### ～「広さ」によるメリット・デメリット～

➤ 区域の「広さ」により、次のようなメリット・デメリットが考えられる。

広さ	メリット	デメリット
広い 	<ul style="list-style-type: none"><li>a. 需給調整が生じにくく、事業者が参入しやすくなり、需要の増減に柔軟に対応しやすい。</li><li>b. ニーズの変動や広域的な利用ニーズに対応しやすい。</li><li>c. 広域的な観点からの計画策定・進捗管理が行いやすい。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>a. 需給調整を行いにくく、需要と供給のミスマッチが生じるおそれがある。</li><li>b. 地域の特性や局所的な需要の増減を計画に反映しにくい。</li></ul>
狭い 	<ul style="list-style-type: none"><li>a. 適切な需給調整を行うことができ、需要と供給をマッチングしやすい。</li><li>b. 地域の特性や局所的な需要の増減を把握しやすい。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>a. 需給調整が生じやすく、事業者が参入しにくくなり、需要の増減への対応が硬直化するおそれがある。</li><li>b. ニーズの変動や広域的な利用ニーズに対応しにくい。</li><li>c. 計画の策定・進捗管理が複雑化する。</li></ul>

## 2. 区域設定の検討の視点③

### ～主な施設・事業の利用実態～

#### 1. 保育所

- 80%以上が居住区内の保育所を利用している一方、10%以上が他区や近隣自治体の保育所を利用。(ニーズ調査ベース)
- 徒歩・自転車圏内の利用が多いものの、通勤途中や車での送迎による比較的広域での利用も少なくない。

#### 2. 幼稚園

- 80%以上が居住区内の幼稚園を利用している一方、15%以上が他区や他自治体の幼稚園を利用。(ニーズ調査ベース)
- 多くの幼稚園が園バスによる送迎を行っており、比較的広域での利用も多い。(教育内容・教育方針を重視した保護者の選択により、都内の幼稚園に通う例もあり。)

#### 3. 放課後児童クラブ(子どもルーム)

- 基本的には、通学している小学校又はそこから徒歩圏内にあるルームを利用。(放課後の帰宅前に利用するものであり、一般に、保護者の送迎は行われない。)

#### 4 地域子育て支援拠点事業(子育て支援館、地域子育て支援センター、子育てリラックス館)

- 多くの場合、最も身近な場所にある施設を利用。(主な交通手段は徒歩又は公共交通機関。駐車場のある施設の場合、自家用車の利用もあり。)



## 2. 検討の視点④ー1

### ～主な施設等の整備状況～

#### 1. 保育所 ※市が設置認可

- 中長期的な整備計画(平成22～25年度は「待機児童解消アクションプラン」)に基づき、毎年度、待機児童数(入所待ち児童数)、大規模開発による児童数増の見込み等を勘案して特定した地域において、施設数・定員数等を限定し、事業者を募集。

(4月1日時点)

		中央	花見川	稲毛	若葉	緑	美浜	計
23年度	か所数	24	14	20	18	11	22	109
	入所者数	2,373	1,608	1,972	1,690	1,305	2,508	11,456
	定員	2,190	1,589	1,819	1,675	1,215	2,404	10,892
24年度	か所数	27	14	20	18	13	24	116
	入所者数	2,540	1,632	2,027	1,759	1,450	2,500	11,908
	定員	2,400	1,610	1,819	1,675	1,310	2,464	11,278
25年度	か所数	27	16	21	19	15	25	123
	入所者数	2,605	1,803	2,112	1,801	1,593	2,564	12,478
	定員	2,419	1,784	1,896	1,795	1,490	2,529	11,913

※入所者数が定員を上回っているのは、定員の弾力化によるもの。

## 2. 検討の視点④ー2

### ～主な施設等の整備状況～

#### 2. 幼稚園 ※県が設置認可

➤ 市内は私立幼稚園(及び千葉大附属幼稚園)のみであり、ここ数年は新規設置なし。

(5月1日時点)

		中央	花見川	稲毛※	若葉	緑	美浜	計
23年度	か所数	19	16	12	15	10	20	92
	利用者数	3,081	2,456	2,594	2,271	2,239	3,431	16,072
	定員	3,685	3,620	2,890	3,665	2,830	4,784	21,474
24年度	か所数	19	16	12	15	10	20	92
	利用者数	3,140	2,497	2,501	2,310	2,229	3,411	16,088
	定員	3,710	3,620	2,910	3,665	2,830	4,784	21,519
25年度	か所数	19	16	12	15	10	20	92
	利用者数	3,084	2,448	2,383	2,290	2,142	3,198	15,545
	定員	3,710	3,620	2,910	3,665	2,830	4,784	21,519

※稲毛区にある千葉大附属幼稚園はカウントしていない。

## 2. 検討の視点④ー3

### ～主な施設等の整備状況～

#### 3. 放課後児童クラブ(子どもルーム)

- 小学校区ごとの設置を基本とし、毎年度、待機児童数、大規模開発による児童数増の見込み等を勘案して整備。小学校空き教室を積極的に活用。

(4月1日時点)

		中央	花見川	稲毛	若葉	緑	美浜	計
23年度	か所数	21	23	20	17	16	21	118
	利用者数	1,145	1,090	1,090	800	975	1,313	6,413
	受入枠	1,254	1,356	1,081	921	981	1,448	7,041
24年度	か所数	21	23	20	17	18	22	121
	利用者数	1,221	1,119	1,091	736	979	1,318	6,464
	受入枠	1,252	1,342	1,127	903	1,080	1,417	7,121
25年度	か所数	22	23	20	18	18	22	123
	利用者数	1,250	1,162	1,150	780	1,032	1,369	6,743
	受入枠	1,308	1,272	1,177	900	1,073	1,369	7,099

### 3. 区域設定の基本的な考え方(案)

- ◎ 「B. 行政区」を教育・保育及び地域事業に共通の区域とする。
- ◎ その上で、地域事業のうち、その性質上、区域の設定に馴染まないものについては、「A. 全市」とする。

#### 【理由】

- ① 行政区は最も基本的な地域区分であり、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件等を勘案して設定されており、市民にとって馴染み深く、分かりやすい地域区分であること。
- ② 市政の基本方針である「新基本計画」のほか、他部門の計画と整合が図れること。
- ③ 保育の必要性の認定、保育の利用申込～決定、各種地域事業の利用受付等は、各区役所にて行うこととなるため、区域とサービス提供体制が一致すること。
- ④ 広域的な利用を含めた需要に柔軟に対応することができること。
- ⑤ 中学校区・小学校区は、需給計画の基礎とするには細か過ぎ、需要と供給の硬直化、計画策定・進捗管理の煩雑化などが想定されること。

# 4. 具体的な区域設定(案)

➤ 具体的な区域設定は、以下のとおりとする。

## 【教育・保育】

認定区分	対象施設・事業	区域(案)
1号認定子ども	認定こども園、幼稚園	行政区
2号認定子ども	認定こども園、保育所、幼稚園	
3号認定子ども	認定こども園、保育所、地域型保育事業	

## 【地域事業】

対象施設・事業	区域(案)
利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、一時預かり事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ(子どもルーム)	行政区
妊婦健診 ⇒ 利用者が受診する医療機関は市外を含めた広域にわたるため、全市とする。 子育て短期支援事業 ⇒ 利用者が限定的であり、区ごとの計画管理の必要性が低いため、全市とする。 ファミリー・サポート・センター事業 ⇒ 1つのセンター機能で全市域を対象に実施する事業であるため、全市とする。	全市

※「実費徴収に係る補足給付を行う事業」及び「多様な主体の参入促進事業」については、現時点の「基本指針(案)」において、区域を設定すべき事業とされていない。